

# 健全化判断比率とは

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。)第3条第1項の規定に基づいて算出する下記の4つの比率のことを表します。

## 1 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化したものであり、歳出に対する歳入の不足額(実質赤字額)を地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したもので、財政運営の深刻度を図るものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

## 2 連結赤字比率

当該団体にかかるすべての団体を一法人としてすべての会計を合算し、その赤字の程度を指標化したものであり、その合計の実質赤字額をその団体の一般財源の標準的な規模で表す標準財政規模の額で除したもので、すべてを含めた財政運営の深刻度を図るものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

\* 連結実質赤字額 = 一般会計等の赤字額 + その他の特別会計の赤字額

## 3 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものであり、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費やそれに準じた経費を、その団体の標準財政規模から一定額を控除し、除したものの3か年間平均値で、資金繰りの危険度を示すものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額参入額}} \times 100$$

\* 23(特別)区の場合、各年度の算入公債費等の額については、総務大臣の定める額を使用します。

## 4 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化したものであり、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負債にあたる額(将来負担額)をから負債の償還に充てることができる基金等を控除した上で、その団体の標準財政規模から一定の額を控除して除したもので、将来における財政の圧迫する可能性の高さを示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額参入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額参入額}} \times 100$$

\* 23(特別)区の場合、基準財政需要額算入見込額については、総務大臣の定める額を使用します。